

# 介護保険事業者における事故等発生時の報告ガイドライン

(令和5年5月24日改定)

## 1. ガイドラインの目的

---

本ガイドラインは、介護サービスの提供により事故等が発生した場合に、サービス提供事業者が鶴ヶ島市へ報告を行うための必要な事項を定め、事故等の速やかな解決及び再発防止に資することを目的とする。

## 2. 事故報告の対象となる事業者及び介護保険サービス

---

事故報告の対象は、指定介護保険事業者（以下、「事業者」という。）が行う介護保険適用サービスとする。

## 3. 報告の範囲

---

事業者が報告すべき事故等の範囲は、次のとおりとする。なお、サービス提供事業所（以下、「事業所」という。）の過失の有無にかかわらず、利用者自身や第三者に起因するものも含めて報告するものとする。

### (1) サービス提供による利用者等の事故及び離設

- ① 事故とは、サービス提供に関連した死亡事故の他、骨折、裂傷、火傷、誤嚥、窒息、異食、誤薬等で医療機関を受診（事業所での医療処置を含む。）又は入院したものをいう（比較的軽度な擦過傷や打撲などの日常生活に大きな支障がないものは除く）。
- ② 事業所における事故の他、送迎、通院、レクリエーション等の間の事故を含む。
- ③ 離設とは、介護サービスの提供中に事業所（の敷地）を離れ、一時的に行方不明となった場合をいう。

### (2) 感染症、食中毒、結核及び疥癬等（従業員を含む）

感染症とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）」に定めるもののうち、原則として1類感染症から5類感染症、指定感染症及び新感染症をいう。ただし、流行性のインフルエンザ及び新型コロナウイルス等の5類感染症の定点把握感染症については、施設内感染が原因により複数の感染者が発生した場合のみとする。

### (3) 従業員の交通事故、法令違反及び不祥事等

利用者からの預かり金の横領や個人情報の紛失、送迎時の交通事故など利用者のサービス提供に影響するおそれがあるものを含む。

(4) 火災、震災、風水害等の災害

火災、震災、風水害等による利用者や職員等の人的被害及び施設・設備・敷地等の損壊が発生した場合。

(5) その他報告が必要と認められる事故の発生

虐待の疑いやその他、サービスの提供において利用者等の生命・身体に重大な結果を生じるおそれがあるもの。

#### 4. 報告内容（様式）

---

発生した事故の報告については、別紙「事故報告書」を用いて行うものとする。ただし、事業者が別に定める様式が当該事故報告書の項目を備えている場合には、その様式に代えることができるものとする。

#### 5. 報告の手順

---

事業者は、次のとおり市に報告するものとする。

- (1) 第1報は、少なくとも別紙様式内の1から6の項目までについて可能な限り記載し、事故等発生後速やかに提出すること（5日以内を目安）。
- (2) その後、状況の変化等必要に応じて、追加の報告を行うこととし、事故の原因分析や再発防止策等については、作成次第報告すること。

#### 6. 報告先

---

報告先は、次のとおりとする。

- (1) 被保険者が属する保険者
- (2) 介護サービスを提供した事業所が所在する保険者
- (3) 埼玉県（地域密着型サービスを除く）

#### 7. 鶴ヶ島市の連絡先

---

〒350-2292

鶴ヶ島市大字三ツ木16番地1

鶴ヶ島市健康部介護保険課 介護保険担当

電話 049-271-1111

FAX 049-271-1190

メール [10500020@city.tsurugashima.lg.jp](mailto:10500020@city.tsurugashima.lg.jp)